

会員各位

2024年5月17日
和歌山県保険医協会
TEL:073-436-3766
FAX:073-436-4827

和歌山保険医新聞2024年5月号

4面歯科コーナー「**歯科診療報酬改定に係る主な施設基準の届出**」

補足

5月15日発行の「和歌山保険医新聞」5月号の歯科コーナーにおいて、一部説明不十分な箇所があり、誤解を招く恐れがありますので補足させていただきます。

「2. 届出が必要だが2024年3月31日時点で当該点数を算定していれば経過措置がある施設基準」としてまとめて記載しましたが、一律に2025年5月まで届出が不要と受け取れる形となっていました。下記の通り補足させていただきます。

歯科外来診療環境体制加算1(外来環1)を2024年3月31日時点で届け出ている場合

歯科外来診療医療安全対策加算1(外安全1)
歯科外来診療感染対策加算1(外感染1) } 来年(2025年)5月まで届出なしで算定可能。来年(2025年)6月以降の算定は来年(2025年)5月末までに届出が必要。

歯科外来診療感染対策加算2(外感染2) 今年(2024年)6月1日から算定するには今年(2024年)6月3日までに届出が必要。来年(2025年)5月31日まで経過措置がある項目は現時点で満たしていなくても届出可能だが、その場合来年(2025年)6月以降も算定する場合は、全ての基準を満たした上で再届出が必要になる。

歯科外来診療環境体制加算2(外来環2)を2024年3月31日時点で届け出ている場合

歯科外来診療医療安全対策加算2(外安全2)
歯科外来診療感染対策加算3(外感染3) } 来年(2025年)5月まで届出なしで算定可能。来年(2025年)6月以降の算定は来年(2025年)5月末までに届出が必要。

歯科外来診療感染対策加算4(外感染4) 今年(2024年)6月1日から算定するには今年(2024年)6月3日までに届出が必要。来年(2025年)5月31日まで経過措置がある項目は現時点で満たしていなくても届出可能だが、その場合来年(2025年)6月以降も算定する場合は、全ての基準を満たした上で再届出が必要になる。

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)を2024年3月31日時点で届け出ている場合

口腔管理体制強化加算(口管強) 来年(2025年)5月まで届出なしで算定可能。来年(2025年)6月以降の算定は来年(2025年)5月末までに届出が必要。

※必ず詳細を「2024年改定の要点と解説」や疑義解釈等で確認して下さい。

※「2024年改定の要点と解説」正誤表が全国保険医団体連合会ホームページに掲載されています。